

西秋川衛生組合告示第3号

令和7・8年度建設工事等競争入札参加資格審査申込みの受付について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7・8年度において、西秋川衛生組合が発注する工事の請負、設計、測量及び地質調査の競争入札に参加を希望する者の資格審査の受付時期等について定めたので、同施行令第167条の5第2項の規定により告示する。

令和6年12月2日

西秋川衛生組合 管理者 中嶋 博幸



記

令和7・8年度において西秋川衛生組合が発注する
建設工事等競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7・8年度において、西秋川衛生組合が発注する工事の請負、設計、測量及び地質調査の競争入札に参加する者に必要な資格等について次のように定めた。

第1 競争入札に参加することができない者

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない者である。）
- 2 次の各号の一に該当する者は、その事実があつた後2年間競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若し

- くは数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- 3 令和6年10月1日以降に創業（個人）又は設立（法人）した者は、競争入札に参加することができない。
 - 4 令和5年10月1日から令和6年9月30日までの間に到来した営業年度の終了の日（以下「基準日」という。）現在、別表1に掲げる建設業許可を必要とする業種について、次のいずれかに該当する者は、当該業種の競争入札に参加することができない。
 - (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建設業の許可を受けていない者。
 - (2) 同法第27条の23の規定に基づく国土交通大臣又は都道府県知事が行なう令和5年10月1日から令和6年9月30日までに迎えた営業年度の終了の日を審査基準とする経営事項審査（以下「経審」という。）を受けていない者。
 - 5 令和6年12月2日現在、次の表の左欄に掲げる業種について、当該右欄に該当する者は、当該業種の競争入札に参加することができない。

建築設計	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けていない者
測 量	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
鉄骨プレハブ	工場を保有していない者
石綿処理	石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）に定める石綿作業主任者（特定化学物質等作業主任者（平成18年3月31日までに取得した者を含む。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定める特別管理産業廃棄物管理責任者を直接的かつ恒常的に雇用していない者

- 6 次の表の中欄及び右欄に掲げる業種の組み合わせについては、同時に競争入札参加

資格を得ることができない。

1	建築工事 コンクリートプレハブ 鉄骨プレハブ	電気工事 給排水衛生工事 空調工事 ひき家・解体 一般塗装
2	道路舗装工事 水道施設工事 下水道施設工事 一般土木工事 建築工事 電気工事 給排水衛生工事 空調工事	建築設計 土木設計 設備設計 測量 地質調査

7 共同企業体は、当該共同企業体の構成員が、あらかじめ競争入札に参加を希望する業種について、競争入札に参加する者の資格審査（以下「競争入札参加資格審査」という。）の申請をしていないときは、競争入札に参加することができない。

第2 競争入札に参加する者の資格及び審査基準

工事の請負契約、設計、測量及び地質調査の委託契約についての競争入札に参加する者の資格は、個々の申請者が申請した各業種ごとに審査を行うものとする。

第3 第2に定める資格は、特別の理由がある場合を除き、次に掲げる者には与えない。

- 1 申込業種に対応する別表2に掲げる建設業の種類について、経審を申請した者のうち、審査の結果総合数値が得られないもの。
- 2 令和6年10月31日において、営業年数が引き続き1年以上経過していない者。
- 3 令和6年11月1日前2年以内において、発行した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者。

第4 申請の時期及び方法

工事の請負契約、設計、測量及び地質調査契約の競争入札に参加することを希望する者は、競争入札参加資格審査申込書（西秋川衛生組合独自様式）を令和7年1月14日から令和7年1月31日までの間、郵送にて提出しなければならない。

第5 審査申込みに必要な添付書類

- 1 審査申込みに必要な各号に掲げる書類を添付しなければならない。
(1) 登記簿謄本（個人で商号を用いる場合にあっては、商号登記簿謄本とする。）

- (2) 印鑑証明書
 - (3) 使用印鑑届（入札、契約、支払金の請求及び受領等を実印以外の印鑑を使用する場合のみ必要とする。）
 - (4) 委任状（入札、契約、支払金の請求及び受領等を代理人に委任する場合のみ必要とする。）
 - (5) 基本カード
 - (6) 業態カード
 - (7) 令和7・8年度受付票
 - (8) 納税証明書の写し（法人にあつては基準日の直前1年の営業年度に係る法人税及び法人事業税の納税証明書、消費税及び地方消費税は未納税額のない納税証明書。個人にあつては令和5年1月から12月の所得に係る所得税及び法人事業税の納税証明書。消費税及び地方消費税は未納税額のない納税証明書とする。ただし、法人税法第68条の適用を受けたため、法人税の納税実績のない場合には、その確定申告書及び別表の控えでよい。）
 - (9) 許可又は登録証明書の写し（建設業、建築士事務所、測量業者等の許可又は登録に当たり当該官公庁の発行する証明書とする。）
 - (10) 経審の結果通知書の写し（ただし、この結果通知書が受付日に間に合わない場合は、経審の申請書、工事種類別完成工事高表その他の審査項目(社会性等)表及び経営状況分析終了通知書(当該官公庁及び関係機関が発行したもの又は受付印を押印したもの)の写しを提出し、後日郵送にて受付番号を明記のうえ、結果通知書を提出すること。)
- 2 申込書を提出する際、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。
- (1) 身分証明書(区市町村長の発行するもの。個人で営業している者のみ必要とする。)
 - (2) ISO認証取得の登録証の写し及び付属書の写し(申込現在、契約する営業所で認証取得している者。)
 - (3) 建設業許可申請書(別表を含む)の控(国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けるに当たり、提出した申請書の控えで、当該官公庁が受付印を押印したもの。)
 - (4) 指定工事店証又は指定給水装置工事事業者証(東京都又は東京都の市町村から指定水道工事店又は指定下水道工事店の指定を受けている者が給排水衛生工事について申込みをする場合のみ必要とする。)
 - (5) 完成工事契約書の写し(業態カード⑥で記入した件名についての契約のうち主なもの。)
 - (6) 財務諸表(対象営業年度(決算時期を変更した場合には、直前2年)の決算に関するもの。ただし、個人である場合においては、貸借対照表及び損益計算書に限る。)
 - (7) 現況報告書の控(建設コンサルタント又は地質調査業者の登録をした者が国土交通大臣に毎年提出する現況報告書の控で対象年のもの。)

- (8) 石綿作業主任者又は特定化学物質等作業主任者技能講習修了書の写し及び当該作業主任者を雇用していることを証する書類の写し（申込業種の石綿処理を希望する者のみ必要とする。）
- (9) 特別管理産業廃棄物管理責任者講習会修了証の写し及び当該管理責任者を雇用していることを証する書類の写し（申込業種の石綿処理を希望する者のみ必要とする。）
- (10) 雇用保険の保険料の納付書・領収証書又は雇用保険料納付済証明書（経審の結果通知書の写しを提出した者を除く。）
- (11) 健康保険及び厚生年金保険の納入告知書・領収書（経審の結果通知書の写しを提出した者を除く。）
- (12) 中小企業退職金共済制度への加入証明書（加入している者）又は建設業退職金共済事業の加入・履行証明書（加入している者）又は退職一時金制度について記載のある労働協約及び就業規則（経審の結果通知書の写しを提出した者を除く。）
- (13) 厚生年金基金加入通知書（証明書）又は適格退職年金契約書（経審の結果通知書の写しを提出した者を除く。）
- (14) 法定外労働災害補償についての保険加入証（経審の結果通知書の写しを提出した者を除く。）
- (15) 労働保険の印紙保険料納付状況報告書又は同保険料納付計器使用状況報告書の控（加入している者。当該官公庁が受付印を押印したもの。）
- (16) 健康保険の印紙受払等報告書の控（加入している者。当該官公庁が受付印を押印したもの。）
- (17) 令和5・6年度受付票の写し（令和5・6年度の申込書を提出した者。）

第6 受付票の発行

第4に定めるところにより申込書を提出し、受理された者の受付票に、受付印を押印する。

第7 資格を有する期間

資格を有すると認める期間は令和7年4月1日から適用し、令和9年3月31日までとする。

第8 資格の取消し

資格を有する期間内に次の各号の一に該当した者は、競争入札の参加資格を取り消すものとする。

- (1) 第1の1又は第1の2に該当することとなったとき。
- (2) 第2に定める資格を有する者が、第7の資格を有すると認める期間内に申込業種に対応する別表1の中欄に掲げる建設業の種類について、特別の理由がある場合を除き建設業法第3条第3項の許可の更新を受けないとき。
- (3) 発行した手形若しくは小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されたとき。
- (4) 申込書及び添付書類等に、虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第9 その他

申込書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（別に指定する様式）により、速やかにその旨を届出なければならない。

- (1) 組織
- (2) 商号又は名称
- (3) 代表者又は代理人
- (4) 所在地（代理人の所在地を含む）
- (5) 印鑑（実印、使用印又は代理人印）
- (6) 資本金
- (7) 電話番号
- (8) その他（許認可・営業担当者等）

建設業の番号・種類及び略号

別表 1

一般	特定	建設業の種類	略号	一般	特定	建設業の種類	略号
01	51	土木工事	土	15	65	板金工事	板
02	52	建築工事	建	16	66	ガラス工事	ガ
03	53	大工工事	大	17	67	塗装工事	塗
04	54	左官工事	左	18	68	防水工事	防
05	55	とび・土工	と	19	69	内装仕上工事	内
06	56	石工事	石	20	70	機械器具設置工事	機
07	57	屋根工事	屋	21	71	熱絶縁工事	絶
08	58	電気工事	電	22	72	電気通信工事	通
09	59	管工事	管	23	73	造園工事	園
10	60	タイル・れんが・ブロック工事	タ	24	74	さく井工事	井
11	61	鋼構造物工事	鋼	25	75	建具工事	具
12	62	鉄筋工事	筋	26	76	水道施設工事	水
13	63	舗装工事	ほ	27	77	消防施設工事	消
14	64	しゅんせつ工事	しゅ	28	78	清掃施設工事	清

申込業種及び内容説明一覧表

別表 2

(注) 許可(経審)を受けなければならない建設業の種類(略号)欄に2以上の種類が示されている場合は61水道管更生工事を除き、いずれか1種類の許可及び経審を受けていなければなりません。

区分	業種番号	申込業種	同時に申込みができない業種の番号	内容	工事例	業態カードへの特記事項	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備考
土木・建築工事	01	道路舗装工事	11. 12. 13. 14. 15	道路等の地盤面を舗装する工事	道路舗装工事、路盤築造工事		ほ	土・ほ	
	02	橋りょう工事	11. 12. 13. 14. 15	橋りょう工事(鋼けた、PCけた等上部のみは除く)	橋脚工事、橋台工事		土	土	
	03	河川工事	11. 12. 13. 14. 15	河川、海岸等の堤防などを築造する工事	護岸工事、港湾工事、防潮堤工事		土	土	
	04	水道施設工事	11. 12. 13. 14. 15	取水、浄水等の施設を築造及び配水管等を布設する工事	導水路工事、浄水場築造工事、導水管・配水管布設工事		水	土・水	
	05	下水道施設工事	11. 12. 13. 14. 15	汚水管、管渠等を布設する工事及び処理場、ポンプ所等の土木工事	幹線工事、枝線工事、処理場建設工事、ポンプ所建設工事		土・水	土・ほ・水	
	06	一般土木工事	11. 12. 13. 14. 15	他の土木工事(01~99)に含まれない土木工事	溝渠工事、造成工事、林道工事		土・と	土・と・ほ水	
	07	建築工事	08. 09. 10. 11. 12. 13. 14. 15. 31. 37. 38	建築物を建設又は補修する工事	学校等建築工事		建	建	
設備工事	08	電気工事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	屋内電気、変電、送配電設備等の電気工作物を建設する工事	屋内電気設備工事、街路灯設備工事、野外照明設備工事		電	電	
	09	給排水衛生工事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	ガス、給水、排水衛生等のための施設を設置する工事	給湯設備工事、給(排)水管取替工事、水洗便所設備工事		管	管	
	10	空調工事	07. 11. 12. 13. 14. 15. 29. 30	暖冷房、空調和のための施設を設置する工事	暖冷房設備工事、空調和設備工事		管	管・機	
設計・測量・地質調査	11	建築設計	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	建築物の設計及び監理(建築士事務所登録をしていること)	庁舎設計、学校設計、病院設計	業務分野の希望	(建築士事務所の登録)		建築士事務所の登録を受けていない方は、申込みできません。
	12	土木設計	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	土木工作物の設計及び監理	道路設計、橋りょう設計、上下水道設計	業務分野の希望			
	13	設備設計	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	電気、空調設備等の設計及び監理	電気設備設計	業務分野の希望			
	14	測量	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	土地等の測量及び地図の調整(測量業者登録をしていること)	地上測量、深淺測量、航空測量	業務分野の希望	(測量業者の登録)		測量業者の登録を受けていない方は、申込みできません。
	15	地質調査	01. 02. 03. 04. 05. 06. 07. 08. 09. 10	工業用の土質及び地質等の調査	物理探求、ボーリング探査、電波探査磁気探査				
その他の工事	16	さく井		さく井機を用いてさく井、浅井戸築造等を行う工事	さく井工事、浅井戸築造、さく孔工事		井	井	
	17	船舶		20トン以上の船舶の製造及び修繕		業務分野の希望 ドック又は船保有の有無			
	19	しゅんせつ埋立て		ポンプ船を使用して、河川、港湾等の水底をしゅんせつし、その土砂で埋め立てる工事		ポンプ船の保有の有無	しゅ	土・しゅ	ポンプ船を所有していること
	20	しゅんせつ		しゅんせつ船で、河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事		しゅんせつ船の保有の有無	しゅ	土・しゅ	しゅんせつ船を所有していること
	21	潜かん		ケーソンを使用し、掘削しながらそのケーソンを沈める工事	橋りょう基礎工事、排水機場基礎工事		土	土	
	22	軌道		高速電車、路面電車等の軌道敷設及び改良工事	軌道敷設工事、枕木交換工事		土	土	
	23	シールド工事		シールド工法によりトンネルを構築する工事	地下鉄工事、管理設備工事		土・水	土・水	
	24	推進工事		推進工法により管等を埋設する工事	管埋設工事		土・水	土・水	
	25	地下鉄工事		地下鉄を構築する工事			土	土	
	27	造園		庭園、公園、緑地帯等の苑地を築造する工事	公園設備、植栽、水景等の工事	施工できる分野	園	園	
	28	運動場施設		グラウンド、コート等の新設又は改良工事	テニスコート新設工事、競技場新設工事、野球場改良工事		土・と	土・と	
	29	コンクリートプレハブ	08. 09. 10. 31. 37. 38	PC、PS、HPC工法によるプレハブ工事	都営住宅建設工事	施工できる分野	建	建	
	30	鉄骨プレハブ	08. 09. 10. 31. 37. 38	上記29に含まれないプレハブ工事	仮設事務所建設工事	工場の保有の有無	建	建	自社で工場を所有していること。
	31	ひき家・解体	07. 29. 30	既存建物等の移動又は取り壊し工事		施工できる分野	建・と	建・と	
	32	消火設備		消火設備、避難設備、消火活動等に必要施設を設置又は工作物に取り付ける工事	屋内消火栓設置工事、火災報知設備工事、救助袋設置工事	施工できる分野	消	管・機・通・消	
	33	電話・通信		有線及び無線等により電気通信する設備を設置する工事	電信電話線路設備工事、鉄道通信設備工事	施工できる分野	通	通	

区分	業種番号	申込業種	同時に申込みができない業種の番号	内 容	工 事 例	業態カードへの特記事項	許可を受けなければならない建設業の種類(略号)	経審を受けなければならない建設業の種類(略号)	備 考
そ の 他 工 事	34	拡声装置		放送機械等を設置する工事	放送設備工事		通	通	
	35	畳		畳の製作、表替え工事			内	内	
	36	室内装飾		建築物の内装仕上げを行う工事	防音工事、インテリア工事		内・具	内・具	
	37	一般塗装	07. 29. 30	塗装塗材等を工作物に吹付け又は張付ける工事(道路標示)	塗装工事		塗	塗	
	38	橋りょう塗装	07. 29. 30	橋りょう、横断歩道橋等の塗装			塗	塗	
	39	防水		建築物の防水を行う工事(グラウトを除く)		施工できる分野	防・左	防・左	
	40	鉄骨架構		鋼材の加工又は組上げにより工作物を築造する工事(橋りょう上部工事及び開門水門)	鉄骨組立工事、鉄塔工事	工場の保有の有無	鋼	鋼	自社で工場を所有していること。
	41	鋼けた		鋼材を加工又は組上げて橋りょう上部を構築する工事	橋りょう上部工事、横断歩道橋工事	工場の保有の有無	鋼	鋼	自社で工場を所有していること。
	42	PCけた		PCけたを設置する工事	橋りょう上部工事、高架道路	工場の保有の有無	土・と	土・と	自社で工場を所有していること。
	43	水門門扉		鋼材の加工又は組上げにより水門門扉を製作し取り付ける工事)		工場の保有の有無	鋼	鋼	自社で工場を所有していること。
	44	ポンプ据付け		ポンプを据え付ける工事	排水機場ポンプ据付け工事、送配水ポンプ等据付け工事		機・井	機・井	
	45	水処理装置		水処理のための設備及び装置	活性汚泥槽設備、浄水場洗浄設備、薬品注入設備	施工できる分野	機・水・清	機・水・清	
	46	焼却設備		焼却炉及びそれに附属する焼却機械設備の製作取付(清掃工場を除く)	火葬場焼却設備、汚泥焼却設備	施工できる分野	夕・機・清	夕・機・清	
	47	ボイラー		ボイラーの製作及び取付	ボイラー設備工事(蒸気給湯)		機	機	
	48	エレベーター		昇降機等の製作及び取付	エレベーター設置工事、エスカレーター設置工事、ダムウェーター設置		機	機	
	49	電車線架線		高速電車、路面電車の電車線路敷設工事	電車線路工事		電	電	
	50	地中線		電線路及び通信線路ケーブルの敷設工事	地中線電線路工事、ケーブル敷設工事		電・通	電・通	
	51	鉄道信号装置		高速電車、路面電車の信号保安設備工事	自動閉そく信号装置工事(踏切遮断機工事)、継電連動装置設備工事(転水質用計測設備、幹線遠隔計装置設備、隔測メーター設置電子計算設備)		電・機・通	電・機・通	
	52	計装装置		水道施設等の測定機器設置及び制御装置			機・通	機・通	
	53	沈砂池・沈殿池機械設置工事		浄水場、処理場及び沈砂池機械設備工事、沈殿池機械設備工事	沈砂池機械設備工事、沈殿池機械設備工事、汚泥濃縮槽機械設備工事、汚泥		機・水	機・水	
	55	送風機機械設備工事		処理場、ポンプ所の送風機機械設備工事	送風機設備工事、処理場機械棟送風機設備工事		機	機	
	56	ばっ気槽散気設備工事		処理場のばっ気槽散気設備工事	ばっ気槽散気設備工事、ばっ気槽整備工事、ハイドロリック装置散気設備		機・水	機・水	
	57	汚泥脱水設備工事		浄水場、汚泥処理工場の脱水設備工事	脱水設備工事、塩化第二鉄貯留槽整備工事、凝集混和槽整備工事		機・水	機・水	
	58	消化槽機械設備工事		汚泥消化槽機械設備工事	汚泥消化槽機械設備工事、汚泥槽機械設備工事		機	機	
	59	ガス貯留設備工事		汚泥消化槽から発生するガスの貯留設備工事	消化ガス貯留設備工事、消化ガス燃焼設備工事		機	機	
	60	公設ます工事		宅地等からの下水を公共下水道へ流入させるための汚水ます工事	防水ます工事		土・と	土・と	
	61	水道管更生工事		既設配水管内をクリーニング・スライニング等を行い管を更生させる工事(公道を除く敷)	配水小管更生工事		管及び水(両方が必要)	管・水	
	62	石綿処理		吹付けアスベストの除去、封じ込め、囲い込み工事	アスベスト除去工事、石綿撤去工事	—	建・と・塗・内	建・と・塗・内	石綿障害予防規則(平成17年2月24日厚生労働省令第21号)に定める石綿作業主任者(特定化学物質等作業主任者(平成18年3月31日までに取得した者を含む。))及び廃棄物の処理及び清掃に関する法
	63	機械器具設置		上記以外の機械器具の設置			機	機	
	64	屋根					屋	屋・防・建	
	66	金網さく					と・鋼	と・鋼・建	
	67	板金					板	板・鋼	
	68	サッシュ					具	具・建	
	69	シャッター					具	具・機・建	
70	起重機					機	機		
72	冷凍・冷蔵庫工事					管・機	管・機・絶		
73	グラウト					土・と・防	土・と・防		
74	道路標識設置					土・と・電・通	土・と・電・塗・機・通		
75	道路標示塗装					塗	塗・土・と・機		
76	ガードレール					土・と	土・と		
77	モルタル吹付け					土・左・と・防	土・左・と・防		
78	植生					土・と・園	土・と・園		
79	運動器具設置					と・機・園	と・機・園		
80	テレビ共聴工事					通	通・電		
81	防音壁・しゃ音壁					土・建・と	土・建・と		
82	舞台装置					電・機	電・機・建		
84	と場施設					鋼・機	鋼・機・土		

区分	業種 番号	申込業種	同時に申込みが できない業種の番号	内 容	工 事 例	業態カードへの特 記事項	許可を受けなければ ならない建設業 の種類 (略号)	経審を受けなければ ならない建設業 の種類 (略号)	備 考
そ の 他 工 事	86	ガソリンスタンド					建・鋼・機	建・鋼・機・土	
	87	PCタンク					土・と	土・と	
	91	すべり止め舗装					土・ほ	土・ほ・塗	
	92	樹脂塗装					塗・防	塗・防	
	93	陸上信号機					電・機・通	電・機・通	
	94	伸縮継手					土・と・鋼	土・と・鋼・左・ 塗・機	
	95	鉄鋼加工					鋼	鋼・機・建	
	96	ウエルポイント					土・と	土・と	
	97	パイプライニング					管	管	
	98	脱硫・脱臭					機・水	機・水	
特 殊 工 事	99(01)	基準タンク					鋼・機	鋼・機	
	99(02)	安全溝設置					と	と	
	99(04)	空気搬送					機	機	
	99(06)	床版補強					土・と・鋼	土・と・鋼	
	99(07)	電源設備					電・通	電・通	
	99(08)	発電設備					電・機	電・機	
	99(09)	電気防蝕					電・塗	電・塗	
	99(10)	給湯器・浴槽設備工事					管	管	
	99(11)	床仕上					内	内	
	99(12)	放射線防御					内	内	
	99(14)	飛散防止工事					ガ・内	ガ・内	
	99(15)	ろ過層処理					—	—	
	99(17)	厨房					管	管	
	99(20)	石工事					石	石	
	99(23)	自動ドア装置					具	具	
99(24)	強化樹脂板取付					建・と・屋	建・と・屋		
99(25)	医療ガス配管					管	管		
99(26)	高圧ガス配管					管	管		
99(30)	集じん装置					機・清	機・清		
99(33)	タイル工事					タ	タ		